

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

栃木国民年金 事案 989

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

国民年金に加入し、それまでの期間の保険料は特例納付等により納付し、その後も継続して納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者記録により、特例納付実施期間中の昭和 55 年 1 月頃に払い出されたことが推認できることから、申立人はこの時期に国民年金に加入し、49 年 3 月から 54 年 3 月までの保険料を特例納付及び過年度納付し、同年 4 月以降の保険料についても現年度納付していることがオンライン記録により確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、前後の期間は国民年金保険料を現年度納付していることから、申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和38年2月16日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和38年4月1日から39年1月1日までの期間について、B社の事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月16日から39年1月1日まで

昭和35年3月から39年末に退職するまで、一貫してA社に勤務していたが、申立期間については空白期間となっており納得がいかない。当時の同僚の名前を覚えていて、写真も持っており、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が提出した同僚4人と写った写真（昭和38年4月の記載あり。）から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者期間が継続している複数の同僚は、「申立人は正社員として、A社に継続して勤務しており、申立期間における勤務形態に変更は無く、病気で休職したり、他の支店に異動したことはなかった。」と証言している。

さらに、A社及びB社の事業所別被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和38年4月1日に当該事業所において被保険

者資格を喪失した178名のうち、そのまま退職した4名を除く174名（前述の複数の同僚を含む）全員が、同日付けでB社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、前述の複数の同僚は、「A社は、適用事業所でなくなった同年4月1日以降も営業を続けており、業務内容についても変更がなかった。」と証言していることから、厚生年金保険の適用については、A社からグループ会社であるB社に継承され、このような被保険者資格の喪失及び取得の手続が行われたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同種の業務に就いていた同僚の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和38年2月16日から同年4月1日までの期間における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、A社の事業を継承しているC社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

さらに、申立期間のうち、昭和38年4月1日から39年1月1日までの期間における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B社の事業を継承しているC社の事業主は不明としているものの、申立人が38年4月1日にB社において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき算定基礎届など、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が39年1月1日を申立人のB社における被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年4月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成11年12月から13年9月までは32万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から13年10月1日まで

ねんきん定期便で年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。この期間はその前後の時期と給与支給額は変わらなかったため、正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額については、平成12年11月7日付けで、11年12月1日に遡って従前の標準報酬月額32万円から28万円へ随時改定処理が行われていることが確認でき、当該事業所の16人の厚生年金保険被保険者のうち、役員を含む9人(申立人を除く)についても申立人と同様の遡及処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、給与及び社会保険事務を行っていた取締役は、「平成14年の倒産の2年ほど前から、遅配はあったが給与額を引下げたことは無かった。」と証言しており、複数の元同僚も、「倒産するまで給与の引下げは無かった。会社からの引下げなどの説明も聞いていない。」と証言している上、申立人に係る市の税務関係資料に記載されている収入金額、社会保険料控除額及び独立行政法人労働者健康福祉機構の未払賃金証明書に記載されている未払賃金の額に基づいて試算すると、申立人に係る平成11年から13年までの収入金額及び社会保険料控除額は、標準報酬月額32万円に相当する額であったことが推認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、当該事業所の取締役は、「当該期間

当時、保険料を滞納していた。滞納保険料の納付方法について、私が社会保険事務所(当時)の職員と相談し、約束手形を振り出していた。」と証言している。

さらに、商業登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人は、B業務の課長だった。」と証言していることから、申立人が当該遡及処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成12年11月7日付けで行われた当該遡及処理は、事実即したものととは考え難く、申立人について、11年12月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、有効な処理があったとは認められない。

また、平成12年10月1日の定時決定については、上記の遡及処理と同日付けで当該処理の結果と同額の標準報酬月額に決定されており、当該遡及処理に連動してなされたものであると考えられることから、有効な処理であったとは認め難い。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 26 日から 33 年 2 月 21 日まで

日本年金機構より「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のはがきが届き、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金が支給されているとのことだが、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が受給したとされる脱退手当金は、申立期間後に勤務したB社に係る被保険者期間がその計算の基礎とされており、未請求となっている。

また、脱退手当金裁定請求書には、最後に被保険者として使用された事業所名、所在地を記載することとされているところ、B社における資格喪失日は、A社に係る脱退手当金の支給決定日（昭和 34 年 10 月 13 日）前の昭和 34 年 5 月 1 日であることから、これを失念するとは考え難い。

さらに、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 2 月 21 日の前後 2 年以内の資格喪失者で脱退手当金の支給記録のある 18 名（申立人を含む）のうち、申立人以外の 17 名が資格喪失日から 1 年以内に支給決定されているところ、申立人は、1 年 8 か月後の 34 年 10 月 13 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から44年12月までの期間、46年10月から48年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から44年12月まで
② 昭和46年10月から48年3月まで
③ 昭和56年4月から57年3月まで

申立期間①については、母が納付組合を通じて国民年金保険料を納付しており、申立期間②及び③については、夫と一緒に継続して納付していたはずなので、いずれも未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「20歳になった時、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、両親の分とともに私の保険料も支払っていた。」としているところ、オンライン記録によると、その両親については、いずれも当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは申立人が26歳の昭和47年10月であることが確認できるため、未加入期間である申立期間①に係る納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立人に対し申立期間①当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金手続を行ったとする母親は既に他界していることから国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

申立期間②及び③について、申立人は夫とともに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、その夫についても、当該期間については未納であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 2 月まで

申立期間前に退職した会社の社会保険事務担当者から、国民年金の加入を勧められ、20 歳になった時に A 市役所において国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 63 年*月頃に、A 市役所において国民年金の加入手続きを行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、A 市において平成 3 年 5 月 15 日に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 5 日から 41 年 3 月 21 日まで
年金記録ではA社及びB社の厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金が支給された記録となっている。しかし、私は、A社に係る脱退手当金は受け取ったが、B社に係る脱退手当金は受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっている上、申立人が受給を認めているA社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日に、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で申立期間の事業所であるB社で被保険者資格を再取得しているところ、既に同一の記号番号で被保険者資格を再取得している被保険者の脱退手当金の支給に係る処理を社会保険事務所（当時）が行うことは考え難く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給したことをうかがえる事情も無いことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年7月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 11 日まで
申立期間は脱退手当金が支給された記録となっているが、受け取った記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 4 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、複数の元同僚は、「会社が請求手続をしてきて、脱退手当金を受け取った。」と証言していることから、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。